

# 金沢市子ども・子育て審議会及び専門部会における審議事項について

## 金沢市子ども・子育て審議会 全体会

- ア 少子化対策推進施策にかかる中長期的な事業計画の策定、修正に関すること。(金沢市子ども・子育て支援事業計画、かなざわ子育て夢プランなど)
- イ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際の事業停止命令に関すること。
- ウ 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令に関すること。
- エ 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関すること。
- オ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関すること。

### 児童福祉専門部会

### 子ども・子育て支援専門部会

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。<br/>(児童福祉法第8条第3項)</li> <li>② 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興業し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること。(児童福祉法第8条第7項)</li> <li>③ 里親への委託や児童養護施設の入所などの措置、措置の解除又は停止若しくは変更する場合に、意見すること。(児童福祉法第27条第6項)</li> <li>④ 親権を行う者などの意に反し、児童の一時保護を引き続き行う場合に意見すること。<br/>(児童福祉法第33条第5項)</li> <li>⑤ 被措置児童虐待の通報等による報告を受けた場合に意見すること。<br/>(児童福祉法第33条の15第2項、同3項、同4項)</li> <li>⑥ 保育所の設置認可に際し、意見すること。(児童福祉法第35条第6項)</li> <li>⑦ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際、事業の停止命令を行う場合に意見すること。(児童福祉法第46条第4項)</li> <li>⑧ 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。<br/>(児童福祉法第59条第5項)</li> <li>⑨ 里親の認定をする場合に意見すること。(児童福祉法施行令第29条)</li> <li>⑩ 児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析と再発防止のための方法について調査研究及び検証を行うこと。(児童虐待の防止に関する法律第4条第5項)</li> <li>⑪ 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合に意見すること。(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)</li> <li>⑫ 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行う場合に意見すること。<br/>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。))第17条第1項)</li> <li>⑬ 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。<br/>(認定こども園法第21条第2項)</li> <li>⑭ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しを行う場合に意見すること。<br/>(認定こども園法第22条第2項)</li> <li>⑮ 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画の評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。<br/>(母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見すること。<br/>(子ども・子育て支援法第77条第1項第1号)</li> <li>② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見すること。<br/>(子ども・子育て支援法第77条第1項第2号)</li> <li>③ 金沢市における子ども・子育て支援事業計画に関し意見すること。<br/>(子ども・子育て支援法第77条第1項第3号)</li> <li>④ 金沢市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。(子ども・子育て支援法第77条第1項第4号)</li> <li>⑤ かなざわ子育て夢プランの評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。<br/>(次世代育成支援対策推進法第21条第1項)</li> </ul> |
|---|---|